

平成28年5月27日



柏市議会平成28年第2回定例会の提出予定議案について

今定例会には、柏市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど、当初15議案の提出を予定しています。

【添付資料一覧】

1. 平成28年第2回定例会提出予定議案一覧
2. 平成28年第2回定例会提出予定議案の説明資料

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市 総務部行政課議会・例規担当 藤村
電話 04-7167-1112 / FAX 04-7166-6026

平成28年第2回定例会提出予定議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	専決処分について（柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	財政部 収納課	1
2	柏市職員自己啓発等休業条例の制定について	総務部 人事課	2
3	柏市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 子育て支援課	4
4	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 こども福祉課／保育 運営課	5
5	柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 学童保育課	6
6	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育整備課	7
7	柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育整備課	8
8	柏市介護支援サービス手数料条例の一部を改正する条例の制定について	保健福祉部 介護保険課	9
9	柏市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	保健所 生活衛生課	10
10	財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	消防局 警防課	11
11	財産の取得について（救助工作車Ⅲ型）	消防局 警防課	12
12	財産の取得について（柏市立豊小学校給食用備品）	学校教育部 学校保健課	13
13	調停の申立てについて	都市部 住宅政策課	15
14	松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について	消防局 企画統制課	16
15	平成28年度柏市一般会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	17

議案第 1 号 専決処分について（柏市税条例等の一部を改正する条例の制定
について）

議案第 1 号は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その一部について同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、再生可能エネルギー発電設備並びに公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めること等を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により同年 3 月 31 日に専決処分により柏市税条例等の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

再生可能エネルギー発電設備並びに公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めること（附則第 8 条の 2 関係）。

2 柏市都市計画税条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例に係る割合を定めること（附則第 4 項関係）。

3 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員自己啓発等休業条例の制定について

議案第 2 号は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定により、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、柏市職員自己啓発等休業条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 自己啓発等休業の承認（第 2 条関係）

任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業（地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業を承認することができること。

2 自己啓発等休業の期間（第 3 条関係）

自己啓発等休業をすることができる期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年を超えない範囲内において任命権者が定める期間とすること。

3 大学等教育施設（第 4 条関係）

自己啓発等休業の対象となる教育施設は、次に掲げる教育施設とすること。

- (1) 大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）
- (2) 大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) (1) 及び (2) に掲げる教育施設に相当する外国の大学
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、これらに準じるものとして市長が定める教育施設

4 奉仕活動（第 5 条関係）

自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とすること。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) (1) に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における

奉仕活動のうち職員として参加することが適当であるものとして任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が認めるもの

5 自己啓発等休業の承認の申請（第6条関係）

自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこと。

6 自己啓発等休業の期間の延長（第7条関係）

自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が2の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができること。

7 職務復帰後における号給の調整（第10条関係）

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができること。

8 退職手当の取扱い（第11条関係）

自己啓発等休業をした期間については、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算すること。ただし、自己啓発等休業の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合その他の規則で定める要件に該当する場合にあつては、当該自己啓発等休業をした期間の2分の1に相当する期間を当該在職期間から除算すること。

9 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行すること。

(2) 柏市職員定数条例の一部改正（附則第2項関係）

自己啓発等休業の承認を受けた職員は、職員の定数外とすること。

(3) 柏市企業職員給与条例の一部改正（附則第3項関係）

自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

議案第 3 号 柏市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、新富げんきなひろばを設置するため、柏市児童遊園設置条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 設置する児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとすること（第 2 条の表関係）。

名称	位置
新富げんきなひろば	柏市新富町一丁目 4 4 1 番 9

- 2 この条例は、平成 2 8 年 8 月 7 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 4 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い保育士の配置に係る特例を定めること等を行うため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 当分の間、乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1 人に限って、保育士とみなすことができること（附則第 2 条関係）。
- 2 当分の間、保育士の配置に係る特例を次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 配置基準により算出される保育士の数が 1 人となる場合に限り、2 人配置する保育士のうち 1 人を、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができること（附則第 3 条関係）。
 - (2) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができること（附則第 4 条関係）。
 - (3) 1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができること（附則第 5 条関係）。
 - (4) (2) 及び (3) を適用するときは、保育士を配置基準により算出される保育士の数の 3 分の 2 以上置かなければならないこと（附則第 6 条関係）。
- 3 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行すること。

議案第 7号 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第7号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い保育士の配置に係る特例を定めること等を行うため、柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 当分の間、小規模保育事業A型及びB型並びに事業所内保育事業（以下「小規模保育事業A型・B型等」という。）に係る保育士の数の算定について、当該小規模保育事業A型・B型等に勤務する保健師又は看護師に加え、当該小規模保育事業A型・B型等に勤務する准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができること（第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項関係）。
- 2 当分の間、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業（以下「小規模保育事業A型等」という。）における保育士の配置に係る特例を次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 配置基準により算出される保育士の数が1人となる場合に限り、2人配置する保育士のうち1人を、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができること（附則第6条関係）。
 - (2) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができること（附則第7条関係）。
 - (3) 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業A型等において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができること（附則第8条関係）。
 - (4) (2)及び(3)を適用するときは、保育士を配置基準により算出される保育士の数の3分の2以上置かなければならないこと（附則第9条関係）。
- 3 この条例は、平成28年10月1日から施行すること。

議案第 8 号 柏市介護支援サービス手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 8 号は、緊急通報システム事業に係る市町村民税の課税世帯の手数料の額を改めるため、柏市介護支援サービス手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 緊急通報システム事業に係る市町村民税の課税世帯の手数料の額を 1, 890 円から 1, 200 円に改めること（別表関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1 は、平成 28 年 4 月 1 日から適用すること。

議案第 9 号 柏市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号は、旅館業法施行令の改正に伴い、簡易宿所営業の施設の客室の床面積に係る構造設備基準の特例を定めるため、柏市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 宿泊者の数を 10 人未満として簡易宿所営業の許可の申請がなされた施設については、1 客室の床面積を 7 平方メートル未満とすることができること（第 15 条第 1 項第 1 号関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第10号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

議案第10号は、災害対応特殊救急自動車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
災害対応特殊救急自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
28,296,000円
- 4 契約の相手方
柏市桜台14番10号
千葉トヨタ自動車株式会社 柏桜台店
店長 高津戸 一 幸

議案第11号 財産の取得について（救助工作車Ⅲ型）

議案第11号は、救助工作車Ⅲ型を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
救助工作車Ⅲ型 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
167,400,000円
- 4 契約の相手方
東京都港区西新橋三丁目25番31号
株式会社モリタ 東京営業部
部長 山北忠司

議案第12号 財産の取得について（柏市立豊小学校給食用備品）

議案第12号は、柏市立豊小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) スタックカート 2台
- (2) 冷凍冷蔵庫 2台
- (3) 球根皮むき機 1台
- (4) 球根受け用L型運搬車 1台
- (5) 冷凍庫 1台
- (6) シェルフ 2台
- (7) 掃除用具入れ 2台
- (8) 1槽シンク 1台
- (9) 器具消毒保管機 1台
- (10) 包丁・まな板殺菌庫 2台
- (11) 水圧洗米機 1台
- (12) 移動式穴あき調理台 1台
- (13) 3槽シンク 2台
- (14) 移動台 4台
- (15) スライサー置台 1台
- (16) スライサー受槽 1台
- (17) 2槽シンク 1台
- (18) ガス式立体炊飯器 2台
- (19) コンビオーブン 1台
- (20) コンビオーブン専用架台 1台
- (21) ラックトローリー 2台
- (22) モービルオーブンラック 1台
- (23) ガス回転釜 6台
- (24) 冷蔵庫 1台
- (25) IH調理器 2台
- (26) IH調理器置台 1台
- (27) 牛乳保冷库 1台

- (28) 食器洗淨機 1台
- (29) 食器洗淨機専用受台 1台
- (30) 電気式消毒保管機 2台
- (31) 棚昇降式電気消毒保管機 3台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

38,880,000円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第13号 調停の申立てについて

議案第13号は、市営住宅の明渡し等の請求に係る調停を申し立てようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 申立ての概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸411番地の11所在の市営北柏D棟204号室（以下「本件建物」という。）の入居者が死亡し、賃貸借契約が終了したにもかかわらず、本件建物の明渡し及び駐車場に駐車する車両の撤去による土地の明渡しがなされないことから、相手方に対してこれらの明渡しを求める調停を申し立てようとするもの

2 申立ての趣旨

(1) 申立人及び相手方は、申立人及び入居者との間の本件建物及び駐車場の賃貸借契約が、入居者の死亡により終了したことを確認する。

(2) 相手方は、申立人に対し、本件建物及び相手方が所有する車両により不法占有する土地を直ちに明け渡す。

(3) 相手方は、次に掲げる事項に同意し、申立人に何らの異議を申し立てない。

ア 本件建物に残置する動産、(2)の車両及び当該車両に残置する動産の所有権を放棄し、申立人の費用で処分すること。

イ アの処分の際に発見された財産及び当該処分により発生する財産は、(2)の土地に係る未払の使用料、本件建物及び当該土地の不法占有に係る損害賠償金、特別代理人の選任の申立て及び調停に係る費用並びに当該処分及び本件建物の原状回復に要する費用（以下「使用料等」という。）に充当すること。

ウ イにより充当した後、なお残余財産がある場合は、当該財産は相手方に帰属すること。

エ イにより充当しても、なお使用料等に満たない場合は、申立人は相手方に対して使用料等から当該充当した額を減じた額の支払義務を免除すること。

(4) 申立人及び相手方は、申立人及び相手方との間には、本件に関し、(1)から(3)までに定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第14号 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について

議案第14号は、本市ほか9市が共同して消防指令事務を管理し、及び執行するため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、松戸市ほか8市との協議により松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約を制定し、松戸市ほか9市消防指令事務協議会を設置しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 協議会の名称（第2条関係）

協議会の名称は、松戸市ほか9市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とすること。

2 協議会を設ける市（第3条関係）

協議会は、松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市（以下「関係市」という。）がこれを設けること。

3 協議会の担任する事務（第4条関係）

協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を共同して管理し、及び執行すること。

4 協議会の事務所（第5条関係）

協議会の事務所は、松戸市松戸新田114番地の5に置くこと。

5 協議会の組織（第6条関係）

協議会は、会長、副会長2人及び委員17人以内をもって組織すること。

6 会長及び副会長（第7条第1項関係）

会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てること。

7 委員（第8条第1項関係）

委員は、関係市の消防長の職にある者（会長及び副会長の職にある者を除く。）及び関係市の消防長が指名する者をもって充てること。

8 経費の支弁の方法（第16条第1項関係）

3に掲げる事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担すること。

9 施行期日

この規約は、平成28年8月1日から施行すること。

議案第15号 平成28年度柏市一般会計補正予算について（第1号）

議案第15号は、平成28年度柏市一般会計予算の総額を約1億9,795万円増額し、約1,247億6,795万円に補正するほか、継続費の追加及び変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度6月補正予算（案）の概要のとおりです。